

第2回 仙台市交流人口拡大財源検討会議 会議資料

令和2年1月27日(月)

1

目 次

1. 前回会議で頂いたご意見
2. 今後必要な施策と事業規模
3. 財源確保策についての論点

2

1. 前回会議で頂いたご意見

3

1. 前回会議で頂いたご意見

(1) 今後の施策及び財源のあり方について

- ◆ 財源ありきではなく、必要な施策の議論をした上で、それを実現するための財源のあり方を検討すべき。
- ◆ どのような施策に使われるか、なぜそれが必要なのか、どのようなメリットがあるのか、明確に示すことが必要。
- ◆ 交流人口拡大は、まちづくりの視点が必要。まちの魅力向上やファンの獲得につながる施策など、これからの仙台がどうあるべきかしっかり議論すべき。
- ◆ 来訪者が満足するためには、仙台市に滞在することにより差別化された付加価値を感じる必要がある。
- ◆ ナイトタイムエコノミー推進、温泉地への送客など宿泊数の増加につながる取り組みが重要。
- ◆ MICEは会議参加者だけでなく、展示の設営業者などのスタッフ等も含めると効果は大きい。
- ◆ ビジネスで仙台に来た人に、仙台の魅力をどうPRするかが重要。
- ◆ 宿泊税を導入する場合、公益性の高いものに使うべき。
- ◆ 宿泊税を導入する場合、観光資源のマネジメントや、顧客の求める価値のマーケティングなど、継続的な活動に使用すべき。
- ◆ 宿泊税を導入する場合は、結果として宿泊数が増える形にしなければならない。
- ◆ 宿泊税以外の財源についても検討すべき。
- ◆ 仙台市はタクシー利用における観光客の割合が低い。定額タクシーは周知が進むにつれ利用が増えており、温泉地から市内中心部など、エリア拡大を検討したい。
- ◆ 観光だけでなく、まちづくりの観点で魅力向上を考えていくべき。
- ◆ ラウンドテーブルなど継続的な会議体設置も検討すべき。
- ◆ 税導入の検討としては短期間での調整ではあるが、市議会の後押しがある。ただし、市民や事業者の理解は必要。
- ◆ 宿泊税を導入する場合、地域のマネジメントとマーケティングを実施し、宿泊税を責任管理できる組織または事業者が必要。

4

1. 前回会議で頂いたご意見

(2) 宿泊税について

- ◆ 宮城県が導入を検討している宿泊税について、県民の認知度が低い。説明が不足している。
- ◆ 県のパブコメでは、反対意見が多数にも関わらず宿泊税導入に進んでいる。
- ◆ 県を止められるのは仙台市だけ。
- ◆ 県が宿泊税を導入するので、市でも導入するという発想には疑問がある。
- ◆ 県だけが導入する場合、6割が仙台市から徴収されるものの、その使途に直接の意見が言えなくなる。
- ◆ 仮に宿泊税を県市それぞれ導入する場合、県の徴収金額に上乗せして市が課税するのは負担が大きいため、県の設定する金額の範囲内で県税・市税の内訳を設定する必要がある。
- ◆ 宿泊税を導入する場合、定額制ではなく、付加価値の循環をビルトインした定率制が望ましい。
- ◆ 他自治体の先行事例では、宿泊税はオーバーツーリズム対策といえるが、仙台市では状況が異なる。
- ◆ 秋保・作並の宿泊事業者にとっては、厳しい状況の中、入湯税、消費税増税に加え宿泊税を導入するのは負担が大きい。
- ◆ ビジネスホテルは素泊まりや朝食付き程度であるのに対し、温泉地では一泊二食を前提にしている。宿泊税は、宿泊・飲食のどの部分に課税するのか不明。
- ◆ 温泉地は県内容も多く、宮城県内から宿泊税を徴収することになる。
- ◆ 宿泊業界は競争が激化しており、100円単位の少額といっても大きな問題。
- ◆ 入湯税や消費税増税分と同様に、宿泊税も宿泊事業者や旅行会社がパック料金の中で負担することになるのではないかと危惧。
- ◆ 宿泊が伴うと、夕食や土産など関連消費により地域が活性化する。その認識を共有しなければ、宿泊事業者の不公平感がなくならず協力を仰げない。
- ◆ 県内、市内へのアピールも必要。県民も多く温泉地を利用しており、宿泊税による受益も負担も発生する。

(3) 入湯税について

- ◆ 入湯税は目的税であるが、使途が明らかにされていない。明確に示していただきたい。
- ◆ 他都市では、下呂温泉など、入湯税の使途が温泉地に大きく還元されている事例もある。

5

2. 今後必要な施策と事業規模

6

2. 今後必要な施策と事業規模

- ・仙台市が現在実施している施策に下記の方向性を加え、さらなる施策の発展・拡充を図る。
- ・具体的な施策と事業規模は資料2のとおり。

方向性①

年中訪れたいくなる、魅力的なコンテンツの発掘・創出

多彩な資源を活かした体験プログラムの創出や、商店街等の魅力向上、都市型イベントの充実等により、年間を通じて来訪者が楽しめるまちを目指す

方向性④

MICE参加者やビジネス客など、観光目的以外の旅行者向け施策の充実

MICE参加者やビジネス客、スポーツ大会参加者・観戦者など、観光目的以外の旅行者向けの施策を充実させることにより、市内での滞在時間の延長を図る

方向性②

ストレスフリーで旅行できる、快適な受入環境づくりの推進

仙台を訪れる旅行者が便利で快適に滞在できるよう、二次交通の機能拡充や宿泊施設・観光施設等の機能向上を図る

方向性⑤

県内・東北への旅行者の周遊促進を図る、東北のゲートウェイ機能の強化

宮城や東北の魅力を発信することにより、仙台を訪れた旅行者の広域周遊を促進するとともに、東北各都市との連携を強化する

方向性③

マーケティングを重視した、国内外への効果的なプロモーション

デジタルマーケティングにより、ターゲットを明確化した効果的な情報発信を行い、国内外からの旅行者増加を目指す

方向性⑥

持続的な交流人口拡大施策の実現に向けた、官民連携による推進体制の確立

交流人口拡大施策をより効果的に展開するため、地域の関連団体や民間事業者との連携を図り、官民一体となった取り組みを推進する

7

3. 財源確保策についての論点

8

3. 財源確保策についての論点

(1) 宿泊税以外の財源確保策①

種類	内容
地方税	<p>地方公共団体がその経費に充てるため、財力調達のため、その課税権に基づき賦課・徴収するもの。</p> <p>【普通税】その収入を一般経費の財源に充当する 【目的税】特定の費用のために課される税 【法定外税】地方公共団体の特殊事情を勘案して設けることが出来る税</p> <p>◆規模：対象者の設定により一定規模の確保が可能 ◆安定性・継続性：安定的・継続的な確保が可能 ◆受益と負担：受益者を広く設定し、負担を求めることが可能</p>
分担金	<p>地方公共団体が行う特定の事業に必要な費用に充てるため、特に利益を受ける者から、その受益の限度において徴収するもの。(例：土地改良事業分担金など)</p> <p>* 分担金と負担金の違いは、主に根拠法令の違い</p> <p>◆規模：受益者を個別に特定する必要があり、規模は限定的 ◆安定性・継続性：特定の事業に係るため安定的であるが、継続的な確保は難しい ◆受益と負担：受益者を個別に特定し、受益の範囲内で負担を求める必要がある</p>
負担金	<p>1. 法律に基づき、特別の利益関係等を有する者から、その事業に要する経費を受益等の程度に応じて徴収するもの。</p> <p>2. 財政政策上その他の見地から、その事業に要する経費を定められた負担割合に応じて求めるもの。(例：下水道事業受益者負担金など)</p> <p>◆規模：受益者を個別に特定する必要があり、規模は限定的 ◆安定性・継続性：特定の事業に係るため安定的であるが、継続的な確保は難しい ◆受益と負担：受益者を個別に特定し、受益の範囲内で負担を求める必要がある</p>

9

3. 財源確保策についての論点

(1) 宿泊税以外の財源確保策②

種類	内容
使用料	<p>行政財産の目的外使用及び公の施設の利用に対し、その反対給付として徴収するもの。(例：市民センターの使用料など)</p> <p>◆規模：施設等利用者、役務提供先からの徴収となるため、規模は限定的 ◆安定性・継続性：安定的・継続的な確保が可能 ◆受益と負担：受益者を個別に特定し負担を求める必要がある</p>
手数料	<p>特定の者に提供する役務に対し、その費用を償うため又は報償として徴収するもの。(例：住民票の発行手数料など)</p> <p>◆規模：施設等利用者、役務提供先からの徴収となるため、規模は限定的 ◆安定性・継続性：安定的・継続的な確保が可能 ◆受益と負担：受益者を個別に特定し負担を求める必要がある</p>
寄附金	<p>地方公共団体が実施する一定の事業に必要な経費に充てるため、相当の給付を行うことなく、金銭又は特定の財産の給付を受けるもの。(例：ふるさと納税、協力金など)</p> <p>◆規模：対象者の設定により一定規模の確保が可能 ◆安定性・継続性：善意や協力に基づくため、安定性や継続性の確保は難しい ◆受益と負担：善意や協力によるため、受益者が必ずしも負担する必要はない</p>

10

3. 財源確保策についての論点

(2) 他自治体における主な事例(宿泊税を除く)

種類	自治体	名称	概要	収入(見込)額
地方税(法定外普通税)	熱海市	別荘等所有税	別荘等の延床面積1㎡につき650円	5.3億円 (R1予算)
地方税(法定外普通税)	太宰府市	歴史と文化の環境税	一時有料駐車場利用者の駐車行為1回につき ・二輪車:50円 ・乗用車:100円 ・マイクロバス:300円 ・大型バス:500円	0.9億円 (R1予算)
地方税(法定外目的税)	岐阜県	乗鞍環境保全税	乗鞍鶴ヶ池駐車場へ入り込む自動車を運転する者1回につき ・定員30人以上の観光バス:3,000円 ・ " " 一般乗合用バス:2,000円 ・定員11人以上29人以下:1,500円 ・定員10人以下:300円	0.1億円 (R1予算)
地方税(法定外目的税)	富士河口湖町	遊漁税	河口湖で遊漁行為を行う遊漁者1人1日につき200円	0.1億円 (R1予算)
寄附金	山梨県、静岡県	富士山保全協力金	五合目から先に立ち入る来訪者1人あたり基本1,000円(子どもや障がい者は協力いただける範囲の金額)	1.4億円 (平成30年度実績) 山梨県0.9億円 静岡県0.5億円

11

3. 財源確保策についての論点

(3) 宮城県が導入を検討している宿泊税の制度案

(令和2年1月21日時点)

項目	宮城県の制度案
① 納税義務者	宮城県内に所在するホテル、旅館、簡易宿所及び民泊施設に宿泊する者とする。
② 免税点	一人一泊3,000円未満(素泊まり料金)の宿泊に対しては課さない。
③ 税率	【A案】 ・3,000円以上20,000円未満 税率300円 ・20,000円以上 税率500円 【B案】 ・3,000円以上 税率300円
④ 徴収方法	特別徴収とし、特別徴収義務者は宿泊事業者
⑤ 課税期間	課税期間は当面令和3年度から令和7年度まで(5年間) ※5年ごとに制度のあり方について、検討することとする。
⑥ 想定税収	単年度約23億円(5年間で約115億円)

12

3. 財源確保策についての論点

(3) 宮城県が導入を検討している宿泊税の制度案

① 納税義務者について

宮城県の制度案

宮城県内に所在するホテル、旅館、簡易宿所及び民泊施設に宿泊する者とする。

(宮城県観光振興財源検討会議報告書より)

「宿泊者は日帰り客と比較して滞在時間が長く、公共サービスの受益の程度が大きくなる。また、享受する公共サービスの受益の程度は、宿泊施設の形態に関わらず等しいと考えられる」

他自治体の事例

自治体名	納税義務者				課税標準
	旅館業法に規定するホテルの宿泊者	旅館業法に規定する旅館の宿泊者	旅館業法に規定する簡易宿所の宿泊者	住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業にかかる施設の宿泊者	
東京都	○	○			宿泊数
大阪府	○	○	○	○	宿泊数
京都市	○	○	○	○	宿泊数
金沢市	○	○	○	○	宿泊数
福岡県	○	○	○	○	宿泊数
福岡市	○	○	○	○	宿泊数
北九州市	○	○	○	○	宿泊数

13

3. 財源確保策についての論点

(3) 宮城県が導入を検討している宿泊税の制度案

② 免税点について

宮城県の制度案

免税点：一人一泊3,000円未満

課税免除：なし

(宮城県観光振興財源検討会議報告書より)

「宿泊者は、宿泊以外にも交通機関による移動や飲食、土産品の購入等、様々な消費行動を伴うことが多くなることから、一定以上の担税力を有していると考えられるものの、税の公平性の観点から、宿泊者の担税力に見合った課税をすることが適当である」

他自治体の事例

自治体名	免税点	課税免除
東京都	10,000円	なし
大阪府	7,000円	なし
京都市	なし	小・中学校、高校の修学旅行その他学校行事に係る宿泊
金沢市	なし	なし
福岡県	なし	なし
福岡市	なし	なし
北九州市	なし	なし

14

3. 財源確保策についての論点

(3) 宮城県が導入を検討している宿泊税の制度案

③ 税率について

宮城県の制度案	
【A案】	【B案】
・3,000円以上20,000円未満 税率300円	・3,000円以上 税率300円
・20,000円以上 税率500円	

他自治体の事例	
自治体名	税率(税額)
東京都	10,000円以上15,000円未満 : 100円
	15,000円以上 : 200円
大阪府	7,000円以上15,000円未満 : 100円
	15,000円以上20,000円未満 : 200円
	20,000円以上 : 300円
京都市	20,000円未満 : 200円
	20,000円以上50,000円未満 : 500円
	50,000円以上 : 1,000円
金沢市	20,000円未満 : 200円
	20,000円以上 : 500円
福岡県	※福岡市及び北九州市内 : 200円
	: 50円
福岡市	20,000円未満 : 150円
	20,000円以上 : 450円
北九州市	150円

15

3. 財源確保策についての論点

(3) 宮城県が導入を検討している宿泊税の制度案

④ 徴収方法について

宮城県の制度案
特別徴収とし、特別徴収義務者は宿泊事業者 (宮城県観光振興財源検討会議報告書より) 「個々の宿泊者から県税事務所が直接徴収することは極めて困難であることから、宿泊事業者等を特別徴収義務者とした特別徴収によることが最も効率的であり、それ以外の方法は現実的ではない」

他自治体の事例	
自治体名	徴収方法
東京都	宿泊事業者等を特別徴収義務者とした特別徴収による
大阪府	同上
京都市	同上
金沢市	同上
福岡県	同上
福岡市	同上
北九州市	同上

16

3. 財源確保策についての論点

(3) 宮城県が導入を検討している宿泊税の制度案

⑤ 課税期間について

宮城県の制度案

課税期間は当面令和3年度から令和7年度まで(5年間)
※5年ごとに制度のあり方について、検討することとする

(宮城県観光振興財源検討会議報告書より)

「宮城県の他の法定外税や、「みやぎ発展税」や「みやぎ環境税」などの超過課税については、課税期間を5年間としていることから、本税にあっても課税期間を5年間とし、5年ごとに制度の在り方の検討を実施するのが望ましい」

他自治体の事例

自治体名	課税期間
東京都	5年ごと
大阪府	同上
京都市	同上
金沢市	同上
福岡県	条例施行後3年、その後5年ごと
福岡市	同上
北九州市	同上